(本號八面)　(明治十五年三月二十一日遞信省認可)　明治二十七年四月二十一日　第三千九百四十八號　(定價金二錢五厘)

時事新報

明治廿七年四月廿一日　土曜日
舊曆甲午三月十六日(癸巳)
(西曆一千八百九十四年)
年始より百十一日
年末まで二百五十四日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第二五月附錄

府下十二名家の揮毫を石版に印刷し每月附錄として配布する其第一回は已に時事新報の愛讀者に送達せり第二回の附錄は來る五月初旬を期して之を發行す其畫題並に畫家は

挿秧　松岡壽氏

にして田植の時節、田家の光景は宛然此畫中に集り質樸なる農家の少女が挿秧に忙しき狀態、寫し出して眞景を見るが如くなるべし

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊　(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返展する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を編纂するより各社同一の記事を揭ぐることを免かれず偶ま時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯る類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に寄送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

國民未だ撥亂の思想を脫せず

維新革命の當時より以來殆んど三十年、時に干戈を動かしたることもなきに非ざれども孰れも邊隅の小亂か若しくは百姓一揆の類にして討平、踵を廻らさず然かも其騷動は革命の餘症とも見る可き小變にして特發のものに非ず一國の政權は全く中央政府に歸して國中亦波瀾なく社會の秩序、人民の安堵たゞます〳〵鞏固を加ふるのみにして絕えて危難の恐あることなし即ち目下の情態にして今の日本は既に已に撥亂創業の時代を經過し去りて專ら守成反正の事に力を用ゆ可き時なるに然るに國民一般の氣風を見れば未だ撥亂の思想を脫せずして反正の實に乏しきもの〻如し蓋し撥亂の世に於ては人心を鼓動するに極端過激の主義を以てして敵愾の心を起さしむるも一時の方便として止むを得ざるのみならず一般の人心も社會の形勢に連れて自から殺伐に趨らざるを得ず即ち德川の末より維新の初に際して全國の人心を風靡したるものは勤王の二字なれども其勤王とは如何なる意味なるやと云ふに王室の式微を慨嘆するの餘り身を以て之に殉へ以て王敵と認めたる幕府を倒さんとすることにして其趣は承久元弘の事情に異ならず左れば人々の心に期する所は古代の忠臣義士の行爲にして其忠義とは他を倒すか自から倒るゝか到底兩立せざる急場に際し一身を處するの心掛に外ならず即ち其心掛は尋常忠義の意義のみに止まらず之に勇烈の二字を加へ忠勇義烈とも稱す可きものにして一般の氣風自から苛烈ならざるを得ず彼の家を燒き人を殺したる細事より德川の政府を倒すに至りたるまで孰れも此氣風の然らしめたる所にして撥亂の事業を成すには與りて大に力ありたることなれども既に亂を撥ふて正に反り專ら守成の一偏を勉む可き今日の時節に際しては其氣風も亦自から變化の必要を見る可し蓋し忠と云ひ義と云ひ人生日常の心得に於て一日も忘る可らざるものなりと雖も極端の場合を意味する忠勇義烈と云ふが如きに至りては何か非常の事變に當り身を處するの覺悟にして平生處世の行爲として見る可きものに非ず之を喩ば正宗の寶刀の如し三尺の氷刄、銳利兜を斷つ可しと雖も之を用ゆる自から其時あり若しも濫に用ゆるときは寶刀の利を見ずして只その害を見る可きのみ左れば極端過激の思想も時に取ては自から必要なれども守成の時節と爲りては自然に之を導て常に復せしむるの工風こそ肝要なるに今日の實際を見れば一般の氣風と云ひ又その氣風を賛成する學問敎育の方向と云ひ寧ろ極端の思想を奬勵鼓舞するの事實多しとは經世家の輕々看過すること能はざる所なる可し例へば今の社會に喋々その功績を稱賛して或は紀念の碑を建立して欽慕の情を寄せ或は贈位の典を榮として大に祝祭を催はすが如き其本人の履歷を問へば多くは維新の前後撥亂の時代に非命の死を遂げたる人物なるが如し我輩は敢て其人物の如何を論ずるに非ず又其事の當不當を說くものに非ざれども兎に角に社會一般の氣風未だ撥亂の思想を脫せずして非常極端の行爲を喜ぶもの多きを見るに足る可し又敎育學問の方向に至りては經世家の最も注意す可き所なれども今の小學校等にて生徒に授くる修身書の類を見るに其記す所の事柄は多くは世に忠臣義士と稱せらる非常極端の事例にして居家處世の要として學ぶ可きものは甚だ少なきが如し兒童の敎育に斯る極端主義を旨として却て日常生活の要務に疎なるは我輩の解せざる所なり又學者の著はしたる歷史の如きも修身書と同樣の主義にして感服せざるもの少なからず彼の歷史家の本尊と仰ぐ所の日本史外史の類の如きは著者本來の精神既に自から異なる所あり即ち時の形勢に慨する所ありて大に天下の人心を激勵するの意味を寓したるものなるが故に其筆法の苛烈にして主義の極端を免れざるも自から其處なれども今日の時世に斯る筆法主義は何の必要ありや前に云へる如く勤王の說は王室式微の時に行はるゝの常にして承久元弘の亂世に不忠不義の徒多くして事態容易ならざる場合ならんには忠臣義士の養成も必要ならんなれども明治太平の時世に斯る不祥の事なきは三尺の童子と雖も解するに難からざるべし畢竟かゝる氣風の行はるは國民一般に未だ撥亂の思想を脫せざるが爲めに外ならざれば反正守成の今日に際し經世家たるものは大に心を用ひて其氣風を一變せしむるの注意肝要なるべし

雜報

○縣會議長暴行に遭ふ　前號の欄外に群馬縣會議長が毆打せられたりとの電報を揭げしが右は左までのことにはあらずと云ふ其始末を聞くに同縣臨時縣會は此程中止を解かれたるにより一昨十九日開會したるに議員荒井啓五郎氏等より內務大臣の中止解除の指揮に對し建議案を提出せしも議長高津仲次郎氏は之を討議に付せず其儘閉會式を行ひ議長以下の人々議員控所にありしに平田某なる壯士入り來り種々暴言を放ちたる末高津氏を撞倒さんとしたるより遂に警官の爲めに引致せられたる次第なりと云ふ

○大坂商業會議所の役員　大坂商業會議所にては舞鶴鐵道問題の爲めに會頭以下各部の部長に至る迄辭任をなしたる以來其補欠撰擧には隨分困難し居りしよしなるが去る十七日の部員會に於て理財部長の撰擧を終へ是にて漸く新役員は定まりたりと左に新舊役員を對照して揭ぐべし

	新	舊
會頭	浮田桂造	田中市兵衛
副會頭	近藤喜祿	浮田桂造
同	龜岡德太郎	金澤仁兵衛
商業部長	進藤嘉一郎	松村九兵衛
工業部長	小泉淸左衛門	龜岡德太郎
運輸部長	田中太七郎	田中太七郎
理財部長	岡崎榮次郎	今西林三郎

○決議實行の請願　全國取引所聯合會に於て高橋直治氏より提出せし商品格付請願の建議は會長玉手弘通氏より商工局長に具狀するに決したるを以て玉手氏は其翌十八日若宮局長に面會して議事の實況を上申したれば大坂の六派取引所其他各地より參會せし(米株取引所を除く)商品取引所の理事長二十餘名は同日大坂商業俱樂部に集會し前日決議の次第は已に會長より上申に及びたるも尙は商品取引所よりも改正實行の請願を爲すべしとの議に決し委員には大坂の六派取引所理事長が撰ばれ直に願書起草の手續に及ぶ筈なりしも如何なる都合にてか一旦承諾せし大坂六派中の綿、

○大日本水……
二日午前九時……
十二回大集會を……
時彌生館に演說……

○爲換相場
相場の愈よ不味……
にあらざることを……
月初よりの爲換……

二日	四九、……
三日	五〇、……
七日	四九、……
九日	四九、……
十一日	五〇、……
十七日	五〇、……
十九日	五〇、……
高低の差	一、……

○十軒店の……
十軒店にては……
は昨年を格別の……
は餘り賣れず……
なれば人形の仕……

○錦織……

午後一時十分……
武藤、濱重氏、……
波即ち大學及……
當時目擊したる……
云へるに其大……
居たるなり而……
ては未だ何等の……
る五點は謀殺……
謀殺には直接の……
り然るに此の……
も未だ證據不……
豫審を補助せ……
して時々彼等の……
蒐集は到底望……
件の豫審は證據……
ふべし左れば……
實なりと斷定……
何等の惡意あ……
同辯護人
岡、澤米吉郎氏、……
一言すべしと……
に山口判事の……
るは裁判所構……
して隨て此決……
なり此無効の……
るを得ずと論……
訴の辯護人た……
齋藤正緖氏……
白き樣見ゆる……
護士は相馬家……
の大忠臣論を……
のゝ如くなれ……
關せざるもの……
告云々に對し……
の申告にあら……
たるものにあ……
と記載したる……
二の不實云々……
らざるものと……
んが同豫審は……
れば取るに足……
程の證據を……